

平成 26 年第 25 回 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案を除く

平成26年第25回教育委員会会議

1 日 時 平成26年11月11日（火） 13時30分～15時15分

2 場 所 S T V 北 2 条ビル 4 階 教育委員会会議室

3 出席者

委 員 長	山 中	善 夫
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	町 田	隆 敏
教育次長	西 村	喜 憲
生涯学習部長	梅 津	康 弘
財務係長	田 村	圭 史
学校経理係長	山 本	慶 一
学校施設担当部長	大 古	聡
保健給食課長	小田原	史 佳
保健係長	坪 松	剛
給食係長	宮 北	佳 恵
学校教育部長	大 友	裕 之
中央図書館長	江 本	功
調整担当課長	千 葉	真
利用サービス課長	渡 辺	孝 之
総務課長	杉 村	亮
庶務係長	井 上	達 雄
書 記	石 川	亜 樹

4 傍聴者 1 名

5 議 題

議案第1号 札幌市学校給食運営委員会規則案

議案第2号 札幌市学校結核対策委員会規則案

議案第3号 （仮称）絵本図書館基本計画（案）及び都心にふさわしい図書館基本計画（案）について

議案第4号 「市長事務の補助執行について」の改正に係る協議の申入れについて

議案第5号 平成26年度一般会計補正予算案に係る意見について

【開 会】

○山中委員長 これより、平成26年第25回教育委員会会議を開会いたします。

会議録の署名は、池田官司委員と阿部夕子委員にお願いいたします。

本日は、臼井博委員と池田光司委員から、所用により会議を欠席される旨の連絡がありました。

本日の議案第5号については、市長への意見の申し出に関する事項ですので、教育委員会会議規則第14条第4号の規定によって公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、本日の議案第5号については、公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第 1 号 札幌市学校給食運営委員会規則案

○山中委員長 では、議案第 1 号について、事務局から説明をお願いいたします。

○学校施設担当部長 議案第 1 号は、札幌市学校給食運営委員会規則案についてです。

本規則案については、10月10日（金）の第23回教育委員会会議に議案として提出させていただきましたが、その際、現行の規約において定めている委員構成を規則案に規定していなかったところから、委員構成について、規則に何らかの規定を定める必要があるのではないかというご意見をいただきまして、継続審議となったものです。

その結果を受け、再度、行政部法制課と協議、検討を行いまして、委員構成についても規則に盛り込むということで、新しい規則案を提出させていただきます。

規則案ですが、現行の規約で規定している項目を条例及び規則に置きかえるという原則です。

別添 2 の一覧表に整理しています。

基本的には置きかえということですが、本来の役員の規定の部分で、もともとの規約に定められていた役員の規定の仕方が非常に曖昧な規定だったため、規則にするためには範囲を明確にするようにと行政部から指示がありました。

内容としては、別添 2 の表の右端に書かせていただきました。

具体的に申しますと、現行の規約第 2 条第 2 項第 4 号の札幌市 P T A 協議会役員については、規則に掲載するにあたり、会議をもう少し明確にする必要があるということでしたが、これにかわる明確なものが札幌市に無いため、この表現を「その他教育委員会が適当と認める者」と整理し、それ以外の委員については、現行の規約を踏襲して、わかりやすく置きかえるという内容です。

趣旨その他については、前回説明させていただいたとおりですので、継続審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

別添 1 は、現行の規約なのですね。

○学校施設担当部長 はい。

○山中委員長　今は規約なのだけれども、今後は、規約ではなく、規則にするのですね。

○学校施設担当部長　もともとの附属機関の決めごとが条例に書かれていた関係で、規約などで定めているものも規則に盛り込むものは規則に盛り込みましょうということで、行政部から指示があったものです。

○山中委員長　議案第1号では人数を書いていませんが、人数は条例そのものにあるからよいという考えですか。

○学校施設担当部長　人数は条例で定めています。

○池田（官）委員　現行の規約の中で、例えば、市立の小学校校長会役員とか、中学校校長会役員とか、そういった会の役員に関して、前回の議論では、やや曖昧な部分があるということがあったと思うのです。

今回の規則案で、公益財団法人の札幌市学校給食会の役員だけは役員という形が残っていると思いますが、これについては、そういった曖昧さや心配は特にないということでしょうか。

○学校施設担当部長　学校給食会は公益法人になっていまして、定款などできちんと役員を規定しているため、それについては明確であると思います。

校長会については、小学校も中学校もそうですが、任意団体でして、役員も、毎年、臨時にいろいろな役員の方が加わったりして、役員はどこからどこまでなのだというところが非常にわかりにくいのです。

範疇としては、学校長の中から校長会の推薦をいただいて選ぶというのが実態ですので、それは、学校長というくくりにしたほうがすっきりするだろうというお話があり、こういう内容にさせていただいています。

○山中委員長　今後も、実際の選任の運用については、任意団体であるけれども、学校長会に推薦をしてもらう形でやっていくという考え方ですか。

○学校施設担当部長　それは、同じような運用をさせていただきたいと思っています。

○阿部委員　委員の組織の中に、栄養士という資格の方がいらっしゃると思います。最近、栄養士の中でも、さらに高度な技術がわかる管理栄養士という資

格の人たちの活躍が一般では非常に目立つようになってきているのです。私も、栄養士と管理栄養士がどう違うかということに詳しいわけではないですが、栄養士の中に管理栄養士の人が含まれているのか、それとも、含まれていないとしたら栄養士という資格の方だけで組織しても大丈夫なのかというところが心配なのですが、いかがでしょうか。

○学校施設担当部長 管理栄養士も含めた概念です。

○山中委員長 実際の選任としては、管理栄養士という、より高度な専門知識を有するであろう人を中心に選んでいくのか、それとも、通常の栄養士の方も考えるということなのでしょうか。

○保健給食課長 管理栄養士だからということではなく、学校の栄養士でも栄養教諭の資格を持つ者がいますので、広く栄養士の中から選ぶということになります。

○山中委員長 今までの規約が曖昧だったということはあるにしても、保健指導、あるいは今の栄養士にしても、枠が広がってしまったようにも見えるところがあります。その辺の選任の運用がよろしきを得ればよいのですが、枠が広がった形で今までと違ったような形になっていくのか、そうやっていくのが望ましいと考えるのか、その辺がよくわからないのですけれども、どうなのでしょうか。

○学校施設担当部長 基本的には、今までの選び方を踏襲したいということで置きかえの表現を行政部と相談させていただいたのですが、規則に定めるのであれば、こういう表現でしょうというアドバイスをいただいて、このような表現になったということです。

我々は、今、この選び方によってメンバーが大きく変わるというイメージでは持っていません。

○山中委員長 特に疑問とか、懸念があるとか、そういう問題のご指摘はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、ご説明の運用を頭に置きながら、今回の改正規則で

やっていって、今後不都合があれば改正するということになるのでしょうから、当面はこれでやっていくということで、議案第1号については、原案どおり改正するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、原案どおり決定させていただきます。

◎議案第 2 号 札幌市学校結核対策委員会規則案

○山中委員長 続いて、議案第 2 号について、ご説明をお願いします。

○学校施設担当部長 続きまして、議案第 2 号について説明させていただきます。

本規則案についても、現行の要綱において定めている委員構成を規則案において規定していなかったことから、議案第 1 号と同様に、委員の構成について規則で定めることとし、規則案を修正いたしました。改めて議案として提出させていただきたいと思います。

札幌市学校結核対策委員会規則案と、このたび制定された条例及び現行の要綱について、別添 2 のとおり、一覧表に整理しています。

なお、規則案の委員構成については、現行の要綱における第 3 条第 2 項第 3 号の P T A 役員、第 4 号の保健福祉局関係者及び第 7 号の教育委員会関係者について、先ほどのお話のように、安易な格好にならないということで、規則に掲載するに当たり、適当な表現がないということで、その他教育委員会が適当と認める者という形で整理させていただき、それ以外の役員は、現行の要綱を踏襲し、置きかえています。

先ほどは規約ということだったのですが、今度は要綱という名称だったものを規則に置きかえて整理するという内容になっています。

説明は以上です。

○山中委員長 ありがとうございます。

それでは、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

従前の設置要綱では関係者という言葉があったようですが、これが曖昧だからと変えるのはわかりますけれども、もともと、この関係者とはどういう者を意味したのですか。

○学校施設担当部長 非常に曖昧なところで、その局に所属する職員という形で整理されていたので、その職員が課長とか部長とか、そういう明確な規定も何もなく、そのときの状況に応じて選ばせていただいていたような格好です。その辺を、「委員会が適当と認める者」という形に置きかえて、委員会会議でご提出するときに整理させていただいて、どの職の者ということを定めていけたらと考えています。

○山中委員長 実際に委員を選任する際に、例えば、この人は保健福祉局のこういう職にある人で、こういう仕事をしているのだからこの方がよろしいので

はないかということを審議して、具体的な役職などもその際に考慮して決めていくということですか。

○学校施設担当部長 今までは、部長職の医師がやっていたようです。

○山中委員長 その局の課長とか係長とかその下の職の方がなるということはまずなかったわけですか。

○学校施設担当部長 今まではありませんでした。結核の審査などが入っているものですから、職としては医師職がふさわしいだろうということです。ただ、保健所に属している医師がよいのか、どこに属している医師がよいのかという定めはなく、保健福祉局の中の医師職の部署から選ばせていただいていたという形でやっていたのが現実です。

○山中委員長 教育委員会関係者というのは。

○学校施設担当部長 学校教育部長が保健係を所管していた部長だったので、今までは学校教育部長でした。ただ、今は、機構改革で保健分野を扱っているのが学校施設になりましたので、そういう意味では変えなければならないということです。

○山中委員長 適当と認める者という形であることによって柔軟性はあるけれども、前と変わらないようなものだけでも、今後の審議の中で、具体的な人選の中では、どのような職にある者がふさわしいかということをより一層検討して決めていくという方向に持っていきたいということですね。

○学校施設担当部長 内部の関係者でもありますので、その辺はご審議いただいた中で設定していかなければならないと思っています。

○池田（官）委員 これまで現行の要綱に比べて、附属機関の設置条例の中の所掌事務と協議事項の比較です。これまでの要綱に比べて、条例では、非常にあっさりしたといいますか、総論的といいますか、結核対策についての審議に関するもののみになったと思いますが、現行の要綱で協議事項として挙げているような具体的なことは規則に盛り込む必要はないのかということと、盛り込むことができないのであれば、年数がたつうちに実際の具体的な業務はどういうことだったかということが曖昧になっていったりする危惧はないかというこ

とについて教えていただければと思います。

○保健給食課長 条例に載せる際に、別表ということで、ほかの附属機関と一覽的に載せる関係もあり、簡潔な表現になっていますが、今の要綱に書いてあることは網羅するような表現にしています。

委員がおっしゃるように、現行の条例はかなり曖昧というか、大まかな部分になっていきますので、現行の規則の趣旨は、今後、委員の委嘱の際に起案等を行うこととなりますので、その際に、この委員会の趣旨はこういうものであるということを改めて記載するなどの工夫をしていければと思っています。

○山中委員長 別表にはもっと細かく載っているのですか。

○総務課長 前のインデックスの議案第1号に、条例は共通ですので条例はつけていますが、別表には種別によって選定する委員会ということで、具体的な中身というよりは、グループ分けをしているような所掌事務です。具体的な個別のものについては別表1の一文だけになります。

○山中委員長 池田（官）委員がご心配されていることは、前の設置要綱では協議事項がきちんと定められていたけれども、今回の議案第2号の規則案ではそこが明確にされていないので、将来的にこの委員会は何が目的かということが規則だけではわからない。委員になって頂いても、条例にもその仕事の内容が詳細に記載されていない関係で、今後、だんだんぼやけていってしまうのではないかとすることを心配されての発言だと思うのですが、それを完全に運用に任せてしまってよいのかということです。ある程度、枠づけをきちんとしておいたほうがよいのではないのかという趣旨かと思います。

運用でやっていきたいというご見解ではあるのですが、池田（官）委員としてはそれでよろしいのでしょうか。

○池田（官）委員 条例の改正となるので、細かいことを書くことは難しいと思いますが、規則について盛り込むことが難しければ、こういった協議内容なのだとすることを踏まえて、今後、運用していくように気をつけていただければよろしいかなと思います。

○山中委員長 委員が選任される段階で、この委員会はどういうことをやるのですということをきちんとして説明していただく必要がありますし、委員会の第1回目の会合などで、こういうことをやることになっていきますという文

書をきちんと用意して配付し、議事録にも添付するということをやっていったほうがよいのだらうと思います。

○学校施設担当部長 その辺は、第1回委員会で確認事項として提出させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、議案第2号については、池田（官）委員からのご指摘があったように、運用上、きちんとしていくということを明確にさせていただきながら、議案としてはご提案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 では、そのようにさせていただきます。

◎議案第3号 （仮称）絵本図書館基本計画（案）及び都心にふさわしい図書館基本計画（案）について

○山中委員長 続いて、議案第3号です。

○中央図書館長 議案第3号の（仮称）絵本図書館基本計画（案）及び都心にふさわしい図書館基本計画（案）について説明させていただきます。

平成28年度に供用開始予定の（仮称）絵本図書館及び平成30年に供用開始予定の都心にふさわしい図書館の検討状況については、従前から報告をいたしまして、ご意見をいただいていたところです。

本日は、両図書館の基本計画としてまとめましたので、ご審議いただきたく、本案を提出するものです。

配付しております資料は、議案書が1枚目で、資料1と2が（仮称）絵本図書館基本計画の概要と計画本書です。資料3と4が都心にふさわしい図書館基本計画の概要と計画本書です。

また、都心にふさわしい図書館については、本計画の内容である課題解決型図書館として整備すること、そして、仕事や暮らしに役立つ資料の提供、札幌の魅力発信、都心の知的空間の提供の三つ役割を果たすための取り組みなどについて、併設される高機能ホール、アートセンターとともに策定される（仮称）市民交流複合施設管理運営基本計画へ反映させることについてご了解をいただきたいと考えています。

管理運営基本計画は、11月18日（火）の市長副市長会議に付議され、その後、議会報告、パブリックコメントを経て年度内の公表を予定しています。

この管理運営基本計画については、議会報告の直前の教育委員会会議で改めてご報告させていただきたいと考えています。

本日は、主に資料1と3のそれぞれの計画の概要版に基づいて、各担当課長から説明を申し上げます。

○利用サービス課長 （仮称）絵本図書館基本計画について、資料1の概要版に沿って説明させていただきます。

絵本図書館は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う幼児期における読書のきっかけづくりを進めるに当たり、既存の施設では十分に取組みえないことから設置するものです。

3の基本的機能と事業展開をご覧ください。

絵本図書館の機能は、大きく二つに整理しています。

1点目は、就学前の幼児と保護者、また、幼稚園や保育所などに対する多くの絵本に囲まれ、読書を楽しみ、学べる場としての機能です。

選書については、質のよい魅力ある絵本を年齢に応じてバランスよく収集するほか、地元作家の絵本や外国語絵本、デジタル絵本を収集いたします。

また、お薦め絵本のブックリストも制作いたします。

子どもへのサービスとしては、年齢に応じた読み聞かせやおはなし会などのプログラムを用意するほか、障がいのある子ども向けに布の絵本を提供します。

基本的機能の2点目として、保護者や子どもの読書活動に深いかかわりのあるボランティア、幼稚園、保育所の指導者などに対する幼児の読書活動や読書活動を通じての子育てを支援する機能で、絵本の選び方やおはなし会などの技術講習の開催のほか、研究者への絵本関連情報の提供や絵本作家の創作活動の支援など、さまざまな関係者を支援してまいります。

概要版4の中央図書館のこどもの森との機能分担です。

絵本図書館と中央図書館こどもの森の機能を対比すると、4の表のようになりますが、中央図書館でのこれまでどおりのサービスに加えて、絵本図書館では絵本に特化したサービスを提供するもので、両施設が一体となって児童サービスが厚みを増すものと考えています。

5の主な事業としては、五つ挙げています。

レファレンスサービスとしては、お薦め絵本の紹介に加え、研究者や絵本作家、画家に対する絵本や児童文化に関する情報提供といったより専門的なレファレンスサービスを行います。

幼稚園、保育所などの団体利用については、絵本を通じて想像力を培い、言葉に対する感覚が養われるようプログラムを開発し、楽しく学べるよう実施していきます。このような施設は市内にはなく、絵本図書館だけの機能になります。

幼児絵本ネットワークセンター事業については、幼児教育センターが幼稚園単独ではそろえにくい大型絵本を幼稚園に貸し出している事業ですが、これを継承いたします。

それから、年齢に応じた絵本のサービスプログラムについては、中央図書館で実施している図書館デビューやぬいぐるみのお泊まり会などの利用促進事業のほか、例えば、2歳まではわらべ歌や手遊び、3歳からは読み聞かせなど、年齢に応じたプログラムを実施いたします。

ボランティアの方々の協力を得ながら、毎日、何がしかのプログラムを提供し、いつ来ても楽しく過ごし、学ぶことができる施設を目指していきたいと考えています。

さっぽろデジタル絵本事業については、札幌の芸術文化、歴史、自然などの魅力をモチーフとしたデジタル絵本を毎年募集し、電子書籍として貸し出すとともに、館内で閲覧できるようにします。これにより、絵本作家や画家の創作

活動を支援してまいります。

来館者としては、平日には、幼稚園や保育所の団体利用や同じ庁舎内の保健センターでの乳幼児健診の受診後に立ち寄ったり、週末には、市内各地から親子連れが訪れるという利用を想定しています。

また、隣には白石区民センターの図書室があることから、幅広い年齢層の利用も考えられます。

6の管理運営については、サービスプログラムの実施に求められる知識や技能の蓄積や、庁内関係部局との連携、質の高いレファレンスに求められる情報の継続収集や調査相談事例の蓄積、関係機関との連携などを確保するためには、契約期間の限られる指定管理者や業務委託では継続した安定運営が困難であるという理由から、直営により運営することを検討していきたいと考えています。

絵本図書館についての説明は以上です。

○調整担当課長 続きまして、都心にふさわしい図書館の基本計画について、資料3の概要版に沿って説明させていただきます。

都心にふさわしい図書館は、都心に集うビジネスパーソンを初めとする多くの市民や来訪者を対象にして、既存の図書館とは異なり、仕事や暮らしに関する課題解決のための情報を提供する課題解決型図書館として整備するとともに、札幌や北海道の魅力を発信し、都心の知的空間を提供していきたいと考えています。

課題解決型の図書館として、市民が抱えるさまざまな課題の解決を支援するためには、この資料の左側の枠で囲ってある部分にあるように、三つの機能が必要となると考えています。

一つ目は、調査相談機能です。

利用者の課題に関する相談に応じるレファレンスサービスであり、必要な資料や情報を効率よく探す援助をいたします。

二つ目は、関連機関・相談窓口の案内機能です。

他の専門機関や関連団体を利用者に紹介するレフェラルサービスなどにより、最終的な課題解決につなげます。

三つ目は、図書館同士のネットワークを生かした資料提供機能です。

国立国会図書館を初めとする全国の図書館との相互協力関係を活用した広範な情報提供を行ってまいります。

これらの機能を発揮することによって、利用者が抱えるさまざまな課題の解決を支援します。そのために必要となることですが、豊富な資料、情報の所蔵、関係機関との緊密な連携、そして、司書の高度な専門能力、これらが都心にふさわしい図書館に不可欠な条件となります。

2の事業内容についてです。

平成25年5月に策定された市民交流複合施設整備基本計画で挙げている都心にふさわしい図書館の果たす三つの役割に沿って取り組み内容をまとめています。

まず、(1)の仕事や暮らしに関する資料・情報提供に関する取り組みです。

仕事を支援するための資料や雑誌、新聞、データベースを提供するとともに、市民の日々の暮らしに関する課題解決に役立つ資料を提供します。これらの資料を活用して、レファレンスサービスを行っていきます。

また、利用者がみずから課題解決の道筋をたどるための情報ガイドの作成や専門機関と連携した相談窓口の開設、効率的な情報入手方法を学べる情報活用セミナーの実施などにより課題解決を支援していきます。

次に、(2)の札幌の魅力発信に関する取り組みです。

札幌に関連する資料をデータベース化し、文化芸術や歴史、自然など札幌をさまざまな側面から知ることができるデジタルアーカイブを構築します。

このデジタルアーカイブを初め、札幌や北海道に関する資料を活用した展示を行い、地域の魅力を紹介していきます。

そして、(3)の知的空間の創出に関する取り組みです。

都心にふさわしい図書館は、必要な資料をいつでも入手できるよう館外への貸し出しを行わないこととして、館内での資料調査や閲覧のためのスペースの充実を図ります。

複数の利用者が調べ物や仕事を共同で行うことのできるコワーキングスペースを設置し、利用者の交流から生まれる新たな創造的活動を促します。

また、その他の取り組みとして、(4)の関連機関との連携では、図書館の各種事業への市民の参加やホール、アートセンターとの複合施設のメリットを生かした連携によって、サービス内容の充実を図っていきたいと考えています。

その次に、3の中央図書館との役割分担です。

都心にふさわしい図書館は、仕事や暮らしに役立つ最新の資料や札幌の魅力発信に特化した資料を収集しますが、中央図書館は、幅広い分野にわたって過去からの資料を保存しています。

都心にふさわしい図書館では、利用者の課題解決のために、必要に応じて中央図書館の豊富な蔵書を取り寄せるなど、一体的なサービスの提供を想定しています。

最後の4に、管理・運営について記載しています。

中央図書館と一体化した直営を考えています。

課題解決型図書館としての中核的機能となるレファレンスサービスは、継続的に収集、整理した資料、これまでに対応してきた調査相談の事例やスタッフ

の経験の蓄積が不可欠となります。

また、札幌の魅力発信サービスの核となる企画展示やデジタルアーカイブの構築も札幌市の図書館が、長年、収集してきた資料の活用や研究者等との継続的な連携協力関係が必要です。

以上の理由から、都心にふさわしい図書館は、中央図書館との一体的かつ安定的な運営を可能とする直営である必要があると考えていますが、コストの面などから効率性も考慮しながら、一部の定型的業務についての委託、機械化、あるいは、セルフ化などを検討してまいりたいと考えています。

説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○山中委員長 ありがとうございます。

今までにも正式な委員会会議ではなくて、いろいろとご説明をいただいて、ご質問、ご意見、要望なども出していただいているかと思いますが、改めて、同じことであっても構いませんし、また、新たに気がつかれたことがありますたら、ご質問、ご意見等を頂戴できればと思います。よろしくお願いします。

○阿部委員 絵本図書館の件です。

3番目の基本的機能と事業展開の「多くの絵本に囲まれる」というところで、「人気だけを優先しない『よい本』を」となっていますが、よい本というのは、抽象的で、誰が認めたよい本なのかということです。この文章からは、よい本とは何だというイメージが湧かなかったので、その辺のお考えを確認できればと思います。

○利用サービス課長 長らく読み継がれている本はたくさんあります。それをまずやっています。あとは、専門家の方がよい本として紹介していることも結構ありますので、そういうものを収集していきたいと考えております。

○阿部委員 それを市民の方にどう伝えていくかですね。

○利用サービス課長 利用者の方が来館されて、図書館の職員が紹介するということもあると思います。あとは、絵本図書館のお薦め絵本のブックリストを作成することを考えていますので、そういうことで紹介していきたいと考えています。

○阿部委員 ということは、よい本というよりも、お薦めの本というイメージ

ですか。

○利用サービス課長 あとは、よい本を知ることになりますので、意味合いとしては同じことになるかと思います。

○山中委員長 わざわざ「よい本」と鍵括弧つきでやっているから、その辺が気になるところでしょうね。

○池田（官）委員 今のことと若干関連していると思うのですが、絵本図書館の蔵書規模が2万冊程度と記載されています。2万冊というのはどのくらいの規模なのでしょう。

国内で、毎年このくらいの点数が出版されていて、2万冊あるとそれをどのくらいの範囲をカバーできるとか、そういった国内での出版点数、あるいは、流通している絵本と2万冊という数字の関係についてご説明をいただければと思います。

○利用サービス課長 毎年出版される絵本の正式の数は難しいのですが、数千点が確保されていると思われます。

絵本図書館の規模としては2万冊ということですが、保存館として中央図書館との役割分担を考えています。そこで分担しながら、収集、保存をしていくことを考えています。

○調整担当課長 私から、出版点数についてご報告いたします。

今、国内で流通しているといいますか、世に出ている点数として、約2万冊というのが出版業界ではよく言われている数字です。ただし、これは、世に出ているというだけであって、今、手に入るかというと、半分が手に入るか入らないかと言われています。

先ほど、渡辺から申しましたけれども、絵本はロングセラーが結構多くて、一つの本を増し刷りしていく形でロングセラーになって読み継がれていくのですけれども、絵本は製本するのにコストが結構かかる種類の出版物になります。

今、出版不況と言われているときに、出版社も絵本の増し刷りになかなか取りかかれないという出版会社の状況があります。というところから、2万冊の現行タイトルはあるのですけれども、手に入るのは半分ぐらいではないかというのが出版界の見込みです。

また、年間の絵本の出版点数は、業界の厳しい状況から、昔は1,500、2,000というオーダーで新刊書が出ていたのですけれども、現在、数年は1,000タイト

ルを割るぐらいの形になってきています。

ですから、2万冊というのは、現行、国内で手に入る絵本を数年間かかりながら集めていくところの2万冊が大体埋まっていきますので、現在の日本の絵本の出版状況が大体網羅できるような形の冊数だと考えています。

○池田（官）委員 そうすると、国内で出ている絵本は、ここ何年と明確には言えないと思いますが、ほとんど網羅しているような数だという理解でよいですね。

○調整担当課長 そのような形を目指していけると 생각합니다。

○池田（官）委員 絵本図書館の基本的機能の（2）の大人を対象とした機能ですけれども、さまざまな関係者を広く支援することが機能として非常に重要であるだろうと思うのです。絵本作家などによる読み聞かせもあるでしょうし、絵本の一つ上の研究レベルの情報も非常に提供していこうということだと思うのですが、読み聞かせというよりも、絵本に関する研究レベルの機能を事業としてももう少し具体的にこういうプランがあるのだということがありましたら、説明していただければと思います。

○利用サービス課長 今のところ、特に具体的なことはこれからかなというところですが、絵本を研究している研究会が札幌にあるので、そういう方々の活動の拠点にさせていただけるような支援をしていきたいと考えています。

○山中委員長 今まで議論した中で、教育委員から要望したこととか、そういう関係で修正したところはありませんか。

運用の面でやっていくということもあるのでしょうかけれども、計画の中で修正したところはありませんか。

○中央図書館長 計画は特に修正していませんが、これからオープンまでの開設という中で、白石区役所の庁舎の中に入るものですから、ある程度遠い方もいらっしゃるのでは、そういった面で絵本図書館のノウハウを地区館で展開することや、団体の利用に当たって各団体とよく調整をするといった部分については、事務業務の中でやっていこうと思っています。

○池田（官）委員 両方に共通することで、管理運営については直営がふさわしいということで、私も直営がふさわしいと非常に強く思いますが、指定管理

業務とか業務委託としたほうがよりよいのではないか、コストという面の言及が一つありましたが、そのほかの面でどうなのでしょう。指定管理あるいは業務委託としたほうがよろしいのではないかという声は全くないと考えてよいのでしょうか。

○中央図書館長 これまでの内部議論の中では、そういう議論もありました。図書館というのは、サービスに対して料金をとってはならないことになっていますので、基本的に収入が見込めない施設です。

しかしながら、センター館はそんなことがないのですけれども、地区館レベルでは指定管理業務を導入しているところがあります。そういったところでは、比べてみると、どちらかというところ施設の維持管理、カウンターにおける本の貸し借り、そういった業務が非常に多くなっている、その部分である程度収益が見込めるのかなと思っています。

私どもとしては、絵本図書館については、どちらかというところ、その場所で行う専門員によるプログラムの実施、団体利用、子育てにかかわる人たちの支援という形で考えていますので、そういったことを担う人材のサービスの質が非常に大切だと考えています。

その部分を民間の指定管理業務となりますと、なかなか担保がとれないということと、三、四年で業者が変わる可能性もあるので、やはり直営のほうがよいのではないか、収支もなかなか合わないのだらうということ、そういった考え方に立っているということです。

○阿部委員 都心にふさわしい図書館基本計画の右側の（３）の知的空間の創出のところ。これは、利用者の調べ物や交流を支援する空間というのは、利用者の調べ物と交流とは別のスペースというイメージですか。

○調整担当課長 そうです。さまざまな用途に柔軟に対応できるような空間と考えていますので、利用者個々人がいろいろな調べ物をしたりできる、囲まれたようなキャレル席という空間も用意いたします。

また、複数の方々が共同で調べ物をしたり、資料を見せ合ったり、会話をしながら、あるいは、ちょっとした商談が行われたりするために、机を移動させて組み合わせで何人かで使えるような柔軟性のあるエリアも用意しようと考えています。利用者がいろいろな調べ物をしたり調査が行われることに応じて自由に席を変えられるような空間を考えようと思っています。

○阿部委員 静かな環境で調べ物をしたいという人もいれば、何人かで交流し

ながら調べ物をしたいという人もいると思うのですが、それが同じ空間に存在することになるのですか。

○調整担当課長 この図書館のエリアは1階と2階に分かれていますけれども、1階から2階の奥に行くに従って、だんだんと静寂性の高い空間づくりをしていこうと考えています。ですから、コワーキングスペース、あるいは、ちょっとしたミーティングができるようなスペースは入り口から2階のフロント部分、奥に行くに従って一人で来て静かに調べ物ができるようなエリアに持っていくような全体の空間の流れを考えたいと思っています。

33ページの図面をご覧ください。正面にアートセンターのオープンスタジオがあり、右側がライブラリースペースになります。ここでは、先ほどご紹介しましたように、札幌の魅力発信、札幌のデジタルアーカイブスを展開していきます。ここは、建物の1階ということもあり、にぎわいを創出して、人々が行き交っていて、図書館らしくない少しにぎやかな空間かもしれません。

そして、この中にエレベーターと階段がありますが、これで2階に上がると次のページの図面になります。

入っていきますと、まず、手前にコワーキングスペースと書いてありますが、机を組み合わせたたりしながらでも使えるエリアになっていて、奥に行くに従って公的な空間、プライバシーが保たれているような空間になっていきます。奥に行けば行くほど静寂な空間をこの中で演出したいと考えています。

○阿部委員 そうすると、利用する人は、その雰囲気、ここはしゃべってはいけないとか、ここは交流してよいのだなとすみ分けができているのですね。

○調整担当課長 ここは、場所を選んでいただきたいと思っています。

○阿部委員 そうすると、ここに書いているように、仕事の打ち合わせでコワーキングスペースを利用したりということも、民間がやっているようなこととほぼ同等の施設という感じですね。

○調整担当課長 ただ、ここは、ビジネスや暮らしも含めてですけれども、さまざまなデータベースであったり、新聞、業界雑誌であったり、いろいろな資料がありますので、単にスペースを貸すだけではなくて、調べ物用の資料が周りにあるということで、密度の高い打ち合わせをここでやっていただけるのではないかと考えています。

○阿部委員 今、民間のコワーキングスペースが大変な運営状況にあるので、その辺をどう考えたらよいですか。

○調整担当課長 このあたりは、用途に応じてということになるのかなと思います。民間のコワーキングスペースのよさみたいなものがあると思いますし、こちらは調べ物などの資料が必要なときという形になってくると思いますので、そのときの打ち合わせにこういう資料が必要なときはこちらを利用されるでしょうし、もっとフランクな、オープンな形でやりたいという方々は、恐らく民間のほうを使われると思います。札幌の中にいろいろな場ができていくということで、自分たちのそのときの気持ちとか用途に応じて民間と公といろいろなところを使い分けていけるような選択肢としていろいろ出てくるとよいのかなと思っています。

○山中委員長 学校図書館とのつながりはどうなるのですか。全く考えていないのですか。

○調整担当課長 私どももビジネスパーソンをメインに考えてはいるのですが、けれども、一番問題になるのは中高生の持ち込み学習だと思うのです。それは、基本にご遠慮いただきたいと思います。ただ、学校の調べものの学習には利用していただきたいと思います。

○山中委員長 さらによりよくつながっていくようなことも考えるのでしょうか。

○調整担当課長 今、第3次の子どもの読書活動推進計画の策定を進めていまして、従前は、読書活動の推進ということだけですがけれども、やはり、中高生の読書離れという問題もあります。一方で、受験を初めとした調べ学習についてどのように支援していくかという大きなテーマがありますので、それについては、そちらの計画の中で具体的な取り組みのようなものを打ち出していければと考えています。

○阿部委員 私も、今の委員長の意見に近いと思うのですがけれども、例えば、ビジネスパーソンの方たちは、調べ物で同じ空間にいて、そういう人たちと会話をする機会、あるいは交流する機会にはなかなかないですし、自分のお父さんとお母さんとは日々会話をしますが、ほかのビジネスパーソンの方がどんな仕事をしていて、どんな資格を取ろうとしているかは、中高生にもっ

と見てもらったほうがいいと思います。今、将来の夢だったり、職業を迷っていらっしゃるの、そういう交流の場を、大人だけではなく、中高生もいずれは大人になってここを利用する方たちになると思うので、交流できるスペースこそがこれで言うところの知的空間の創出なのかなという感じがします。

○中央図書館長 仕事と暮らしと大きく二つに分けて課題の支援をしていきたいと考えています。仕事の中には、一つには就職、進学という問題もありますので、そういった中で、今、おっしゃったような事業展開の中で中高生が参加してもらえるとというのが非常に好ましいと思っています。

○池田（官）委員 両方の図書館とも、絵本あるいは都心にふさわしい情報を収集して、それを整理して、保管、閲覧をしやすい形にしていくというような情報センターという役割が非常に大きいと思うのですが、それを十分活用していくためには、ネットの活用が必須だと思うのです。そこで、ホームページをどんな形でしていくかということについて、両方とも余り書かれていません。ホームページとか、図書館で収集した情報についてネットを介して使いやすくするなどという事業は計画されているのでしょうか。

○中央図書館長 それぞれの図書館そのものの計画の中にはその部分が入っていないのですが、私どもで持っている図書館のホームページについては、今、おっしゃったような方向で、お知らせするという部分もありますし、例えば、業務でいくと、インターネットのウェブを使った業務のやりとりということも含めて、これまで、電子書籍をいろいろとPRさせていただきましたが、そういったツールを利用してやっていきたいと考えています。

○山中委員長 ほかにいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 特になければ、基本的にはご提案の計画（案）で進めていただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 新しい形態の図書館ですから、今後とも試行錯誤を重ねていかなければならないと思います。そういう意味では、折に触れて、別に正式な会

議でなくても結構ですし、教育委員会委員の皆さんにもご報告をいただきながら、課題を一緒に考え、よい方向に持っていくようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議案第3号は、提案どおりの計画で進めていくということで決定させていただきます。

◎議案第４号 「市長事務の補助執行について」の改正に係る協議の申し入れについて

○山中委員長 それでは、続いて、議案第４号のご説明をお願いいたします。

○生涯学習部長 議案第４号の「市長事務の補助執行について」の改正に係る協議の申し入れについて、説明申し上げます。

まず、今回の議案の内容のご説明の前に、市長事務の補助執行はどういうものかということについて、制度の説明をさせていただきたいと思います。

議案の資料１、資料２と、補助執行とはという紙をお配りしています。

まず、地方公共団体の事務を行う際には、みずからの判断と責任において、それぞれの事務を管理して執行する機関として執行機関があります。

札幌市の例で言いますと、市長があって、そのほかの執行機関として、自治法上は必ず置かなければならないものとして、私どもの教育委員会と、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員については必ず置くということで、この四つについても執行機関となっています。

しかしながら、自治法上は、執行機関にあっても、予算の調整、執行、議案の議会への提出等については、市長だけと決められており、教育委員会においても、予算の執行は市長の権限となっています。

なお、予算の提案に係るものについては、市長から事前に教育委員会に意見を求められるということで、これらについては、また別途議案としてお諮りして、ご意見をいただく手続を踏むことになっています。

議案書を１枚めくっていただきますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律がありまして、この中でも、第２４条第４項では、「教育委員会の所掌に係る事務に関する契約を結ぶこと」第５項では、「教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること」それから、第３号では、「教育財産の取得、処分」は長が行うという決まりになっています。

次に、「補助執行とは」という資料をご覧ください。

予算の執行、調整、契約の締結等については、全て長の権限となっていますが、この全部を長がやるということになると、非効率的なものもあるということで、地方自治法上は長が行政委員会、例えば教育委員会に権限を補助執行させることができることになっています。

補助執行というのは、あくまでも名義としては市長の名前で行うのですが、具体的な事務執行は教育委員会の人間が行うということです。実質上は、補助執行という言い方で教育委員会がやっているということです。

参考資料の２にあるとおり、左側が原則どおりやった場合、右側は補助執行を行う場合になりますが、教育委員会が契約事務等を直接行いますけれども、

あくまでも市長名で予算の執行を行うということです。これが市長の事務の補助執行ということです。

札幌市においては、補助執行の関係はどういうふうになっているかということですが、資料2「市長事務の補助執行について」をご覧ください。

これは、市長と教育委員会で協議をしまして、どの部分について補助をさせるかということを決めて、それを市長から教育委員会宛ての文書で通知をして、この通知に基づいて補助執行をしているということです。

(1) は、教育委員会事務局がどの部分を補助執行できるかということ、
(2) は、市立の学校長がどの部分を補助執行できるかということについて定めて通知されているものです。

現行は、(2)の市立学校長については、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結のうち、50万円未満で教育長が定める額未満の物品の購入及び修繕、製造の請負、臨時的任用職員の雇用、車両等の借り受け、業務の委託、学校施設の修繕並びに幼児、児童及び生徒の保護者による学校教育に必要な費用の納付に関する事務については、本来は市長がやるということですが、学校長がやってよいですよという補助執行になっています。

今回お諮りする内容は、学校の実態として、例えば、トイレの清掃業務などの継続的な業務に係る契約で、年度当初から50万円を超える見込みのものが多くあります。さらには、今後、用務員が今まで複数配置であったものを単数配置に変更してきていますが、単数配置の増加に伴い、これまで用務員が行ってきた業務を外部の業者に委託するということが増えていくものと見込まれます。

そこで、学校現場の実情に適切に対応できるよう、学校長が締結する契約のうち、トイレ清掃など、2カ月以上の期間にわたる継続的業務の委託契約に限り、契約締結額の上限の引き上げを行うため、市長へ当該引き上げに係る協議を申し入れることについて、議案として提出するものです。

今まで50万円未満だったものについて、一定の契約締結に限って引き上げるということについていかがでしょうかということで市長に協議を申し入れたいという議案です。

具体的に申し上げますと、学校で契約できる上限が50万円未満のところから100万円まで引き上げるものですが、100万円とした根拠としては、現在、学校での清掃の契約実績額を見ると、全て100万円以内であるということと、札幌市の財政局で定めている契約事務取扱要領で、入札手続によらずに契約できる上限額が100万円となっていることから、100万円までとしたものです。

よろしくご審議をいただきたいと思います。

○山中委員長 ありがとうございました。

100万円まで引き上げるというのは、100万円以下のものまでは補助執行でできますということにしたいということですね。未満ではないのですね。

○総務課長 100万円以下です。

○山中委員長 今は、50万円になるとだめということになっているわけですね。

○町田委員 今は、49万9,999円ですね。そうすると、市長事務は補助執行について、資料2で、50万円未満で教育長が定める額の業務委託となっているところは、新しい協議が整ったときの通知は100万円以下ですか。

○総務課長 この文章自体はこれでしょうけれども、ただし、2カ月以上の期間にわたる業務委託に限り100万円とするという形になろうかと思います。

○山中委員長 物品の購入は別なのですか。

○総務課長 はい。

現在、50万円を超えるのが、先ほど部長が申しましたトイレの清掃委託が圧倒的です。用務員が2人いる小学校は用務員が基本的にトイレの清掃をしていますが、学級規模が小さい、1人の用務員の学校は、業者に委託しています。

その金額が月に大体5万円とか6万円という金額で、年間契約になると50万円を超えてしまいますので、現在は、上半期、下半期という形で2本に分けて発注したりしています。

これは、業務量的に非効率だということもあり、学校の要望も踏まえて、この部分だけを100万円にするということです。

○山中委員長 そうすると、資料2の規定の書きぶりを100万円以下でと書くことでは処理できないというか、それだと広がり過ぎてしまうので、別項目か何かを設けてということですね。

○総務課長 ただしということで議案に書いていますが、2カ月以上の期間にわたる継続的な業務の委託に係る契約の締結については100万円という形になろうかと思います。

○山中委員長 100万円まではならないけれども、90万円というものも結構考えられるのですか。

○総務課長 上半期、下半期を足すと、90万円を超えているのが10校近くあります。ただ、100万円に到達しているのは、今のところ、一つもないものですから、100万円が妥当だろうということです。

例えば、高等学校になると100万円を超えていますので、それは教育委員会が入札により既に契約しています。

○山中委員長 入札の関係の整合性も当然考えていかなければいけないですね。

○池田（官）委員 現行では、トイレ清掃に関しては、上半期、下半期に分けて50万円未満になるようにして処理していたということだと思いますが、ほかには不便していることはないということでしょうか。

○総務課長 50万円を超えている例としては、除雪業務が数校ですけれども、50万円を年間で超えている場合があります。

あとは、コピー機の保守契約も50万円を超えているものは、ごくわずかですがあります。今のところは、その三つ以外に50万円を超えているものはありません。

○池田（官）委員 つまり、2カ月以上の期間にわたる委託に除雪等も入るわけですね。今回は、トイレ清掃の例を出されましたけれども、それ以外にも具体的には二、三あるのだということですね。

○総務課長 コピー機は当然1年間の契約ですし、除雪も半年ぐらいの契約にはなります。

○山中委員長 ほかに何かありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○山中委員長 特になければ、これについては、原案どおり、100万円に改めるように協議を申し入れるということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○山中委員長 それでは、議案第4号については、原案どおり決定させていただきます。

○山中委員長 議案第５号は公開しない議案となりますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。

〔傍聴者は退室〕

以下 非公開